

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、年間計画や内容については、変更の可能性があります。ご了承ください

## 令和4年度 京都市立衣笠中学校 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にすること」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

#### (3) いじめの定義 \*京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

なお、以前の「継続性・集団性」などの要素で限定解釈しないよう、教職員及び保護者へ周知徹底し認知漏れのないようにする。

#### (4) いじめの解消の定義 \*京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も

勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

## 2 校内組織について

### いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回 ※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 教育相談主任 スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー 養護教諭

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。

- ・定期的な未然防止対策、早期発見対策を勘定・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込み、対応不要であると判断せず、情報の共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の役割]

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に学校長・教頭・生徒指導主事）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に学校長・教頭）
- ・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

[組織全体の行動計画]

- ・原則として、毎週月曜日に補導報告・保健室からの報告・各学年報告、火曜日にスクールカウンセラー報告、木曜日に生徒会報告を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

## 生活補導委員会

[実施予定] 週 1 回

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭  
スクールカウンセラー

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘定・検討し推進する。
  - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
  - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

### 3 学校いじめ防止プログラム

いじめは「ない」という概念を捨て、いじめが起こることは必ず「ある」という考えに立ち、いじめを起こさない(未然防止)、起こった時の素早い対応(具体的に機能する対応マニュアル)、事後指導と振り返り(事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施)、さらに、被害を受けた生徒のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。

学校教育目標：「自立・寛容・共生」

生徒指導部重点目標

- ① 自己肯定感の高揚と心の居場所がある学級・学年・学校づくり
- ② 自分の学級・学年・学校を大切にし、誇りをもち、いじめを許さない集団づくり
- ③ 授業を大切にし、学習規律に対して「個」「集団」の両面で意識を高める

#### (1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

##### ① 全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

- ・生徒指導における自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係を基盤とする」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会議や研修などで研鑽し、日常の関わりに生かしていく。
- ・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

##### ② 「いいネ！ネットワーク」の取組実施

自己有用感を高めるために週 1 回校内放送で紹介し、「いいネ！ネットワーク」掲示板に掲示。生徒同士の「心が嬉しくなる」言葉の交流。今年度は新たに「エール」を募集し紹介をする。

\* 「いいネ！ネットワーク」とは生徒会の取組で、言われたら嬉しい言葉として募集したものである。

③ 「5分前行動1分前完了」の意識と業間及びフロア・パトロールの実施

毎時間、早めに授業に行き、次に授業がない教師は遅めに残りフロアに必ず教師のいる状態をつくる。また、状況に応じて授業内の様子の確認をする。

生徒には「5分前行動1分前完了」の意識付けをあらゆる場面で呼びかけ、教師も行動見本を心がける。

④ 学習規律を「個」「集団」の両面から意識を高め、わかる授業の定着を図る。

日常的に効果的な学習形態を工夫し、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

授業改善を行い、生徒指導の機能が活かされ「わかる授業」づくりに努める。

⑤ 道徳教育・人権教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて、意識を高めていく。これまでのカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基盤となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導・啓発を行う。また、SC・SSWとの連携の元、配慮・支援を必要とする生徒にとって居心地の良い学級・学年・学校づくりは、すべての生徒にとっても居心地の良い場になることを実感できるように、あらゆる教育活動の場面で人権意識を高めていく。

⑥ 主体的活動・体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑦ 生徒同士の絆づくり

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視し、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。生徒集会の運営や縦割り活動、生徒会からの学年・学級への働きかけを企画し、心の居場所がある集団づくり・絆づくりをすすめる。

⑧ 京都市中学校生徒会サミットテーマ・まとめの周知及び保護者啓発

生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会サミットのテーマやまとめを様々な機会を捉え、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。重ねて「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者地域に広く周知し、保護者の理解や協力なしには進まないことへの理解を広く求めていく。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 担任（副担任）によるクラスの生徒全員の心身の健康観察

朝学活での健康観察の実施により生徒のささいな変化（不調）に気づき、生徒の実態把握に努める。特に心の不調を起因とする体調不良の察知を図る。

## ② 教育相談の実施

教育相談アンケートをもとにして個別に「二者教育相談」を行う。日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

## ③ 日常の観察と情報交換

学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

## ④ 保護者や地域、関係機関との連携

支援が必要な場合は連携し、学年・学校として協議し支援・指導を行う。

## (3) いじめが起こったときの措置・再発防止に向けた取組

① 初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの周知）、解決に向けた取り組みを行う。

② いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

③ 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。SNSにおける問題が発生した時、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

(個人情報の取扱い) \*京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

- 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。  
年度当初（方針確認及び前年度からの変更点確認）  
年度途中（具体的取組の内容・解釈・方法徹底・見直し）  
年度終わり（年度の対応振り返り及び来年度方針）
- 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

#### 4 保護者・地域・関係機関との連携

##### 地生連情報交流会の実施

構成員： 小・中 PTA 会長 小・中校長，教頭 小・中学生指導部長  
少年補導支部長 少年補導委員会 小・中 PTA 地域委員長  
民生児童委員会会長

役 割： 小学校，中学校の各校，各地域内での子ども達の健全育成を目的として，情報交換と啓発活動の紹介を行い，地域の交流行事の提案をする。地域行事が活発化する事によって，地域の目が生徒に行きとどきやすい環境を作る事をねらいとしている。

#### 5 重大事態への対処 関連 前記3(3)③

重大事態は法において、次の通り定義されている

##### いじめ防止対策推進法第28条

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を目安とするが状況に応じて判断する)学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認められる時

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、教育委員会は必要があると認め調査を行う場合は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める第三者を委員とする「京都市いじめ問題調査委員会」を設置する事とする。

## 前提となる基本事項

### 『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

### いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 「いじめに関して、気になる生徒の共有」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・入学式等での保護者啓発 ・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会② 「学校評価項目の確認」 ◆生徒指導委員会① 「各委員会・各係の様子について」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について  【3年】修学旅行		・PTA 総会①
6	◇いじめ対策委員会③ 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」 ◆生徒指導委員会② 「情報共有・確認」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」	・生徒総会  【1～3年】ケータイ教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①（1～3年）	・学校運営協議会① ・進路保護者会 ・授業参観週間 ・家庭地域教育講座①
7	◇いじめ対策委員会④ 「教育相談の結果の共有と対策」 ◆生徒指導委員会③ 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会 ・前期学校評価アンケートの実施（生徒・保護者・教職員）
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会④	・夏休み学習会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	

	<p>「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会 「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携・アセスメント」</p>			
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」</p> <p>◆生徒指導委員会⑤ 「学校行事の取組について」</p>	<p>・合唱コンクール, 文化祭, 体育祭に向けての取組</p> <p>・合唱コンクール</p> <p>・文化祭</p>		<p>・学校運営協議会②</p>
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆生徒指導委員会⑥ 「情報共有・確認」</p>	<p>・体育祭</p> <p>【2年】防煙教室</p>	<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施, 学年集約と共有②</p>	<p>・前期学校評価結果の報告(HP・学校だより)</p> <p>・進路保護者会</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」</p> <p>◆生徒指導委員会⑦ 「情報共有・確認」</p>	<p>・小中児童生徒会交流会</p> <p>・小中部活動体験</p> <p>【2年】職場体験</p> <p>【1年】非行防止教室</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施, 学年集約と共有①</p> <p>・教育相談の実施②(3年進路相談)</p>	<p>・入学説明会</p> <p>・授業参観週間</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p> <p>◆生徒指導委員会⑧ 「冬季休業中の生活について」</p>	<p>・人権学習</p> <p>・人権標語の作成と発表</p> <p>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え</p> <p>・小中連携授業参観①</p> <p>・学年集会</p>		<p>・三者懇談会</p> <p>・家庭地域教育講座②</p> <p>・後期学校評価アンケートの実施(生徒・保護者・教職員)</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・小中連携授業参観②</p> <p>・小中連携の情報の集約について</p> <p>【3年】薬物乱用防止教室</p>	<p>・授業参観週間</p>	<p>・学校運営協議会③</p>

2	◇いじめ対策委員会① 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・教育相談の実施② （1～2年）	・後期学校評価結果の報告（HP・学校だより）
3	◇いじめ対策委員会② 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 【3年】卒業前校外学習	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・PTA 総会②

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
  - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
  - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
  - ・ 「校内生徒指導研修」
  - ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」
- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。  
 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。